

『龍谷大学社会学部紀要』規則

第1条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第3条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』とする）の発行について定めるものである。

第2条 『紀要』は、原則として毎年度2回発行する。

第3条 原稿の募集、編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会とする）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。

3 原稿の投稿は、普通会员、賛助会員及び博士課程在学中の学生会員とする。なお、博士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

4 普通会员を筆頭執筆者として非会員が共同執筆した原稿を掲載するに当たっては、非会員は当該年度の賛助会員となるものとし、入会金及び年会費をあらかじめ納入するものとする。

第4条 原稿は、論文・研究資料・研究ノート・書評等（以下、論文等とする）とする。

第5条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文は、20,000字（400字詰原稿用紙50枚）以内

イ 研究資料・研究ノートは、12,000字（400字詰原稿用紙30枚）以内

ウ 書評は、6,000字（400字詰原稿用紙15枚）以内

(3) 論文等には、必ず欧文タイトルを添付するものとする。

第6条 掲載論文等について50部の抜刷を無償で提供する。共同執筆の場合にも同様とする。ただし、第3条第4項の賛助会員には、各50部を無償で提供する。

2 50部を超える抜刷を希望する執筆者は、超過分の実費を支払う。

第7条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開するものについては、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。ただし、電子化による公開は執筆者の許諾を得たうえで行うものとする。

第8条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第9条 本規則は、平成元年6月14日より実施する。

付 則

1 平成13年4月27日改正

2 平成15年4月24日改正

3 平成17年5月11日改正

4 平成17年7月13日改正

5 平成18年9月27日改正